

議案第9号

大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和56年大府市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
市長	<u>1,079,000円</u>	市長	<u>1,064,000円</u>
副市長	<u>892,000円</u>	副市長	<u>879,000円</u>
教育長	<u>801,000円</u>	教育長	<u>790,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。